

第 10 回 議会改革推進特別委員会

令和 4 年 8 月 16 日 (火)

10 時 00 分 ～ 時 分

全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】

【事務局】 河上局長、下間書記

議 題

1 浜田市議会 BCP について

2 議会改革検討項目について

3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

- ①7月4日の委員会での意見を踏まえ、再度、浜田市議会災害等対策支援本部設置要領を修正した（10～11ページ）
②4ページ～9ページについて、委員会での意見を反映
③倉敷市議会をベースに作成していき、感染対策については大津市議会を参考にすることが決定

目次

- 1 必要性及び目的
- 2 議会の役割
- 3 議長の役割
- 4 議員の役割
- 5 議会と市の関係
- 6 想定する災害
- 7 議会支援本部の組織と所掌事務等
- 8 災害発生時の行動俯瞰図
- 9 災害発生時・災害対応の具体的行動
- 10 災害発生後・災害対応の具体的行動
- 11 災害時の連絡
- 12 災害時の議案審議継続に向けた行動
- 13 その他
 - （1）審議を継続するための環境整備
 - ア 議場等の代替施設
 - イ 通信環境
 - ウ 備品
 - （2）災害対策基本条例との関係
 - （3）防災訓練
 - （4）議会BCPの見直し
 - ア 議会BCPの見直しの必要性
 - イ 議会BCPの見直し体制

↓大津市市議会 BCP

- 8 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準
 - （1）業務継続（安否確認）体制の構築
 - （2）行動時期に応じた活動内容の整理
 - （3）審議を継続するための環境の整理
 - （4）情報の的確な収集
- 9 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準
 - （1）感染症に係る発生段階別の考え方
 - （2）業務継続（感染防止）体制の構築
 - （3）行動時期に応じた活動内容の整理
 - （4）審議を継続するための環境の整理
 - （5）情報の的確な収集・発信
 - （6）議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等
 - （7）新型コロナウイルス感染症の感染期における議会運営等
10. 議会局における業務継続のための業務仕分け
11. 議会の防災計画と防災訓練
12. 計画の運用
13. 計画の体系図

1 必要性及び目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に業務継続計画（以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、二元代表制の一翼である議会においても、市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自の議会BCPの策定の動きが広がっているところである。

令和 2 年 1 月には、国内で初めて新型コロナウイルス感染症による感染者が確認され、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、議事・議決機関である市議会の活動が一定制限され得る事態となり、全国の市議会において、さらに議会BCP策定の必要性に拍車をかけたところである。

また、本市においては、明治 5 年 3 月 14 日（旧暦明治 5 年 2 月 6 日）に浜田市沖でマグニチュード 7.1 の大地震の発生（浜田地震）や昭和 58 年 7 月 23 日及び昭和 63 年 7 月 15 日に発生した集中豪雨災害により、甚大な被害を経験しており、いつ起こるかもしれない様々な大規模災害に備え、議会として、また議員としての行動指針が必要である。

これらのことから、大規模災害や感染症拡大などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた浜田市議会BCP（業務継続計画）（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

※参考：浜田市議会基本条例

（危機管理）

第 5 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う

2 議会の役割

(1) 議事・議決機関としての役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害や感染症等の発生、拡大による非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない。そのため、様々な災害等の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。

(2) 災害等対策支援にかかる役割

議会は、災害時はもとより、復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものであり、特に次の事項に留意することとする。

- ① 本BCPが対象とする災害等が発生、又は予測され、議長が必要と認めるとき、浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置し、議会が一体となり市民の安全安心の確保のため、災害復旧や感染症対策に向けた体制を整え、市が迅速かつ適切な対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 市の応急活動等が迅速に実施されるよう、議会支援本部は、議員から提供された被災状況や市民の要望等を整理し、浜田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に情報提供する。また、市対策本部の災害情報や災害対応状況等の情報を収集し、議員に提供する。
- ③ 災害対応状況や市民の要望を踏まえ、議会支援本部で調整の上、市対策本部に対して必要な提言、要望等を行う。また、市対策本部と連携・協力し、必要に打応じて国・県その他関係機関に対して、要望等を行う。
- ④ 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、市民の要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、政策提案していく。

3 議長の役割

- ①前回の特別委員会で議長の役割をさらに明確にする意見あり。青書き部分を追記・修正。
- ②(1)について、自治法第104条「(議長の権限) 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」を踏まえ、3ページの「議会の役割(1) 議事・議決機関としての役割」に明記した「議事・議決機関としての機能継続、市民ニーズの反映」の文言を引用し、(1)の青書き部分を追記・修正した。
- ③(2)について、「本BCP」を「議会BCP」に修正
- ④(2)について、「議長は、災害対応に係る業務を統括し、本BCPが対象とする災害が発生、又は本BCPが対象とする災害の発生が予測され、必要と認めるとき、議会支援本部を設置する。」とした方がよいという意見があったが、冒頭に_____部分を持ってくると、議長が災害対応全体の統括をするかのように捉えられないか？
- ⑤(3)について、正副議長ともに事故あるとき、「本部員のうち年長者がその職務を代理する。」を「本部員が協議の上、その職務を代理する者を決定する。」に修正した。

- (1) 議長は、災害等の発生時においても、議会が議事・議決機関としての機能を發揮し、多様な市民ニーズの反映に資することができるよう議会としての非常時の組織体制を整備し、議会の事務を統理し、議会を代表する。
- (2) 議長は、議会BCPが対象とする災害が発生、又は議会BCPが対象とする災害の発生が予測され、必要と認めるとき、議会支援本部を設置し、災害対応に係る業務を統括する。
- (3) 市議会支援本部において、議長（本部長）に事故あるときは、副議長（副本部長）が、副議長（副本部長）にも事故あるときは、本部員が協議の上、その職務を代理する者を決定する。

4 議員の役割

①（案）浜田市議会災害等対策支援本部設置要領の「議員の任務」を修正したことに伴い、その修正を反映させた。（転記）

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

このため、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものであり、特に次の事項に留意することとする。

なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう議員自らの安全確保に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 自らの安否や居場所、被災状況や感染状況、連絡先等を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言に努めること。

5 議会と市の関係

災害等の初期段階においては、市は被災情報の収集、感染状況の把握や応急対応業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう議会は十分な配慮が必要である。

一方、災害時において、議会は議事機関としての役割を果たすため、正確な情報を迅速に収集し、チェックを行うことが必要である。

よって、議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害等の情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え、対応にあたる必要がある。

このため、議会においては、市対策本部の設置後、速やかに議会支援本部を設置する。



※市との連携・協力体制を補完するため、市対策本部の会議に議会事務局長が出席する。

【加筆する？】議長（議会支援本部長）、副議長（議会支援副本部長）及び

6 想定する災害

※7月4日の特別委員会での意見を反映

①前文に、「議会支援本部と市対策本部の関係を踏まえた記載を入れるよう意見があったため、青書き部分のとおり修正した。

②一覧表中、地震の覧の2と3の記載順番を入れ替えた

③一覧表中、地震の覧の3と風水害の覧の4は、市の対策本部が設置される場合の災害内容ではないが、委員会での意見により加えた。→今後執行部と要協議

災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形である。また、議会支援本部は、市対策本部が設置されたとき、又はその他議長が必要と認めるとき設置できることとしている。

このため、議会が想定する災害は、浜田市地域防災計画における市対策本部が設置される災害基準を概ね準用するものであり、次のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	1 市内の地域で震度5弱以上の地震を観測したとき 2 島根県西部に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ巨大地震又は当該地震と判断されうる規模の地震が発生したとき
風水害	1 土砂災害警戒情報が発表され、災害発生危険が極めて増大したとき 2 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき 3 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき 4 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪の警報又は特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき
感染症	治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	上記のほか、大規模火災・爆発、その他重大な災害や多数の死傷者を伴う重大な事故、市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合又はその恐れのあるとき

※表の 箇所は、市対策本部の設置要件ではないが、議会側としては加えたい内容であるため、文言を加筆した。今後執行部と要協議。

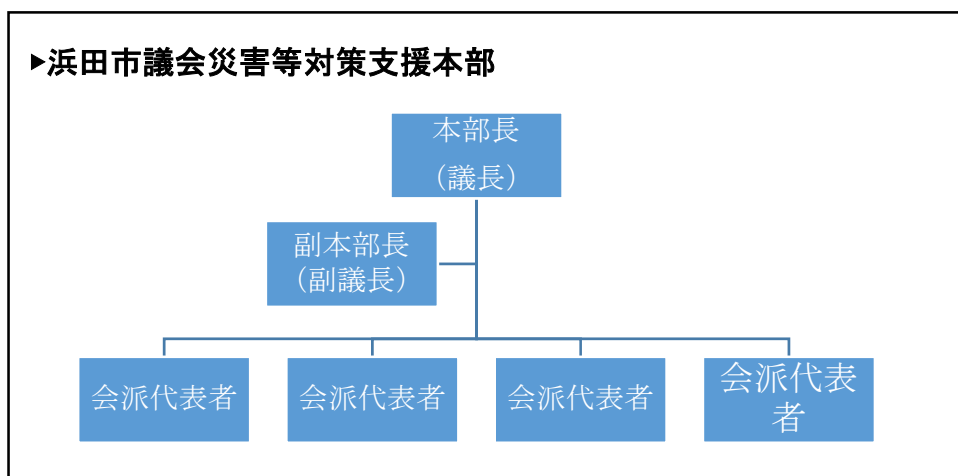
7 議会支援本部の組織と所掌事務等

議会支援本部の組織及び所掌事務等は以下のとおりとし、詳細は、浜田市議会災害等対策支援本部設置要領に定めるものとする。

(1) 組織

議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- ① 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。
- ② 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。また、一人会派又は無会派の議員からの意見収集及び情報伝達等を行う。
- ③ 本部員は、各会派代表者（この場合の会派とは、2人以上の議員で構成する会派をいう。）をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。
- ④ 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、本部員が協議の上、その職務を代理する者を決定する。
- ⑤ 本部員に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。



(2) 所掌事務

- ① 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。
- ② 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- ③ 被災地及び避難所等の状況把握に努めること。
- ④ 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- ⑤ 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- ⑥ 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- ⑦ 浜田市議会 BCP の見直しに関すること。
- ⑧ その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

(案) 浜田市議会災害等対策支援本部設置要領

※7月4日の特別委員会での意見を踏まえ、朱書き部分を修正した。

①第3条第5項について、

②第5条(3)「各地域における被災地」→「被災地」に修正

③第5条(6)「相談に応じ助言を行うこと。」→「相談に応じ助言に努めること。」に修正

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき設置する浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、浜田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携、協力し、災害対策等の支援をするとともに、議会が一体となり、市民の安全安心の確保に尽力することを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に議会支援本部を設置することができる。

(1) 地震や水害等の災害や感染症等の発生、拡大（以下「災害等」という。）により、市対策本部が設置されたとき

(2) その他議長が必要と認めるとき

2 災害等の状況により議会支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

(組織)

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。また、一人会派又は無会派の議員からの意見収集及び情報伝達等を行う。

4 本部員は、各会派代表者（この場合の会派とは、2人以上の議員で構成する会派をいう。）をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、**本部員が協議の上、その職務を代理する者を決定する。**

6 本部員に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提

供すること。

- (3) 被災地及び避難所等の状況把握に努めること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (5) 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- (6) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (7) 浜田市議会 BCP の見直しに関すること。
- (8) その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 議会支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行するよう努めるものとする。なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう議員自らの安全確保に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 自らの安否や居場所、被災状況や感染状況、連絡先等を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言に努めること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は議会支援本部事務局の役割を担うものとする。

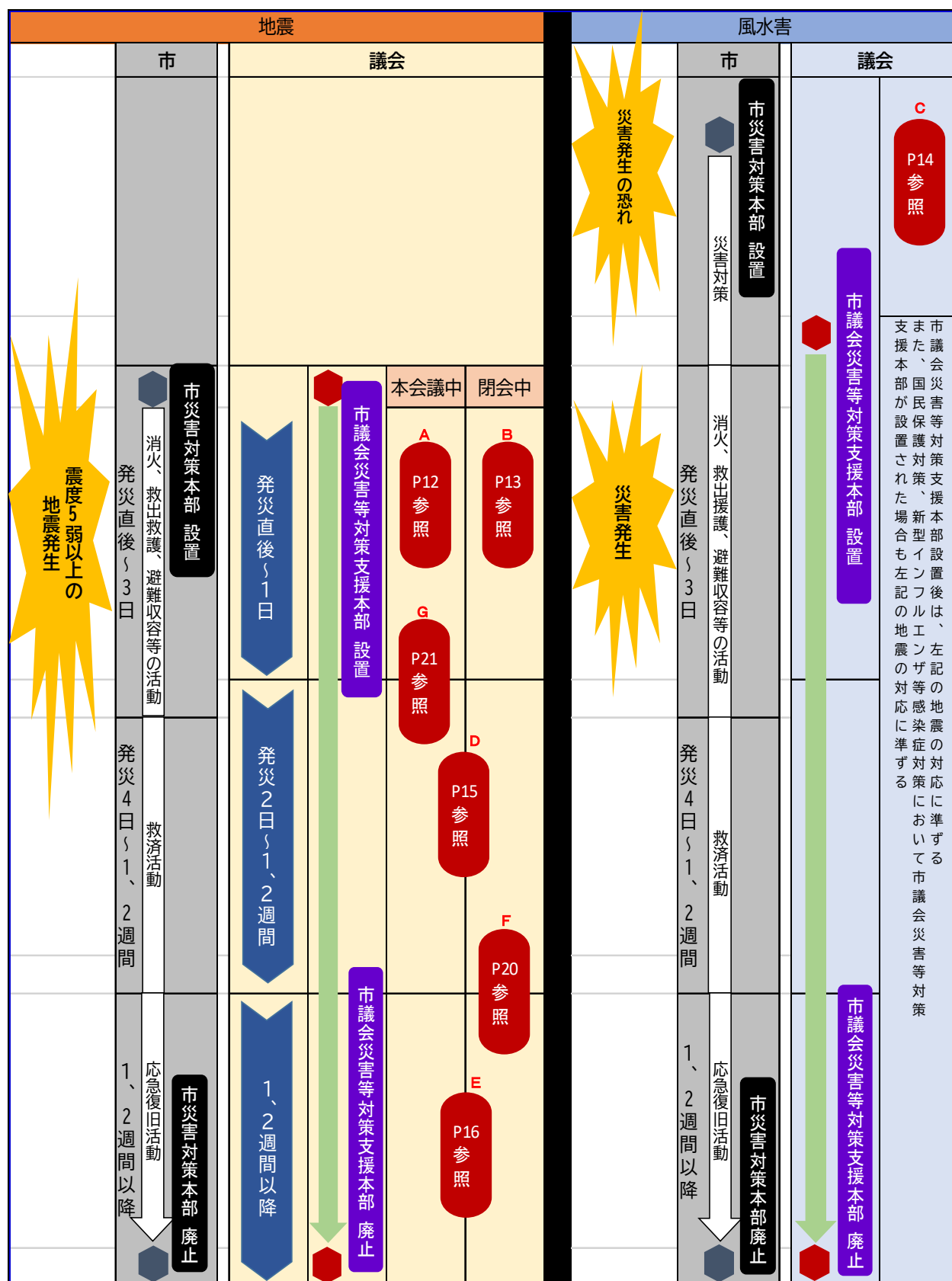
- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や災害等の情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

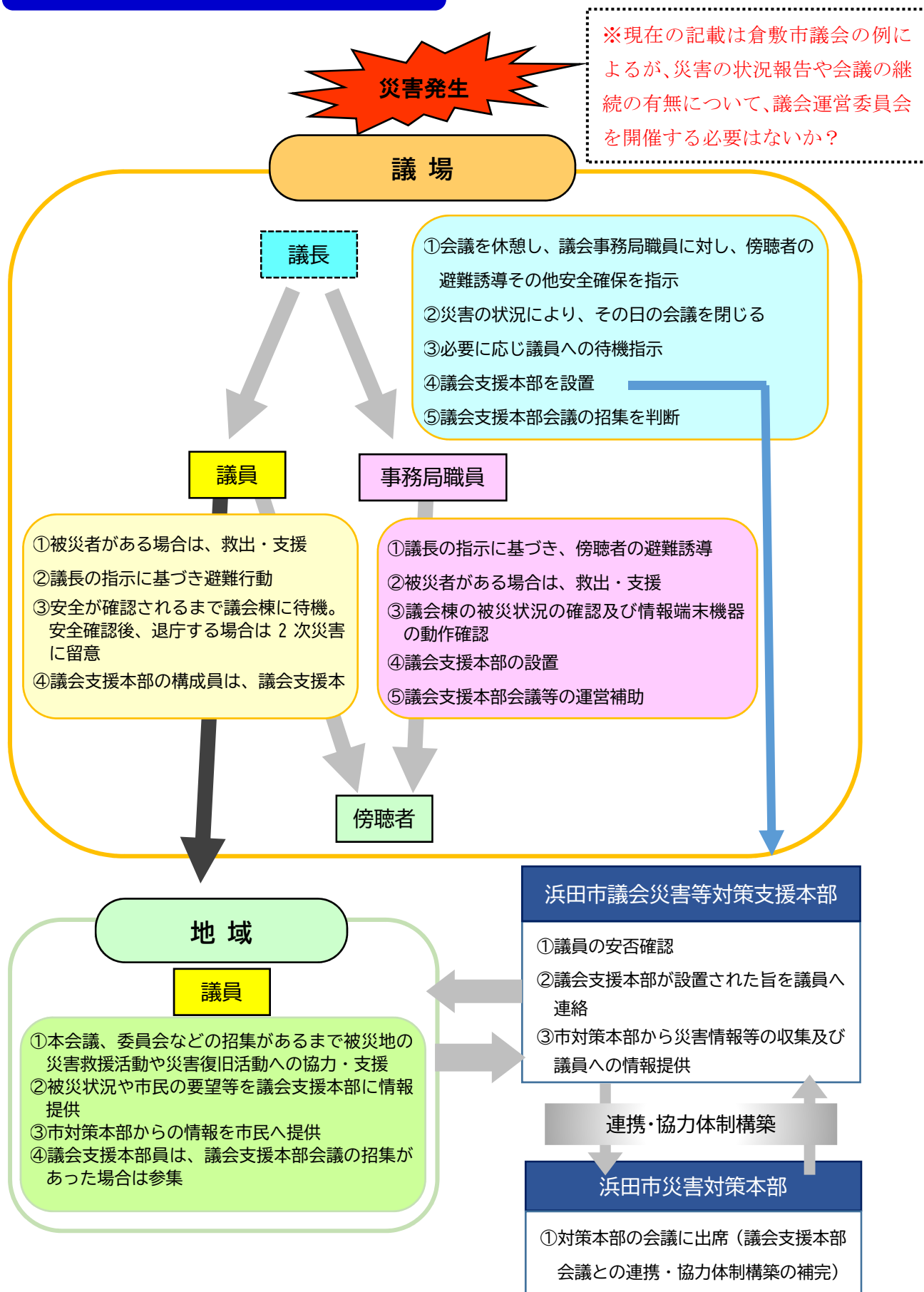
8 災害発生時の行動俯瞰図



9 災害発生時・災害対応の具体的行動（発生直後～1日後）

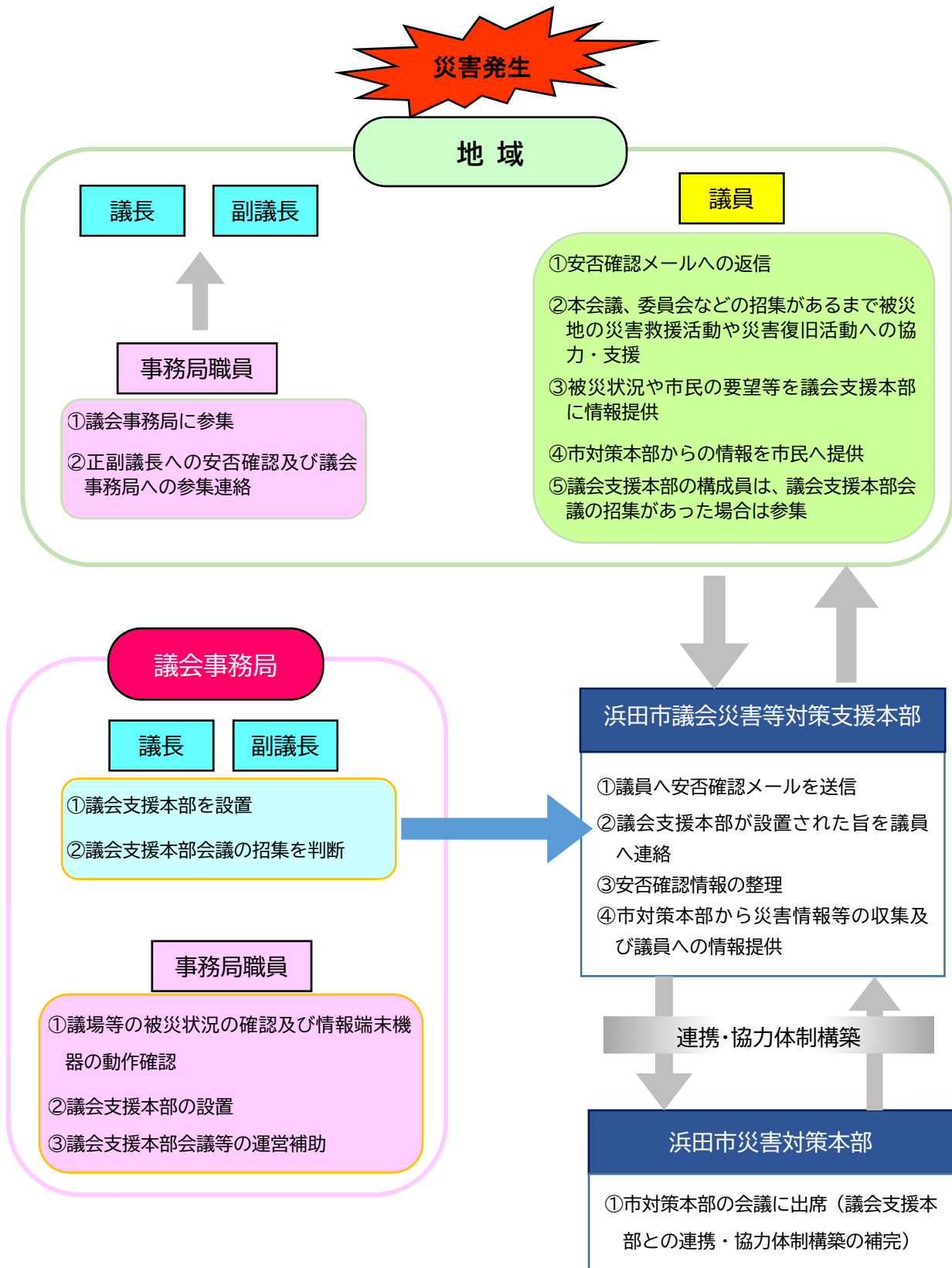
【A】本会議中に発生した場合

（※震度5弱以上の地震発生、風水害も準拠）



【B】 本会議閉会中(休日・夜間)に発生した場合

(※震度 5 弱以上の地震発生、風水害も準拠)



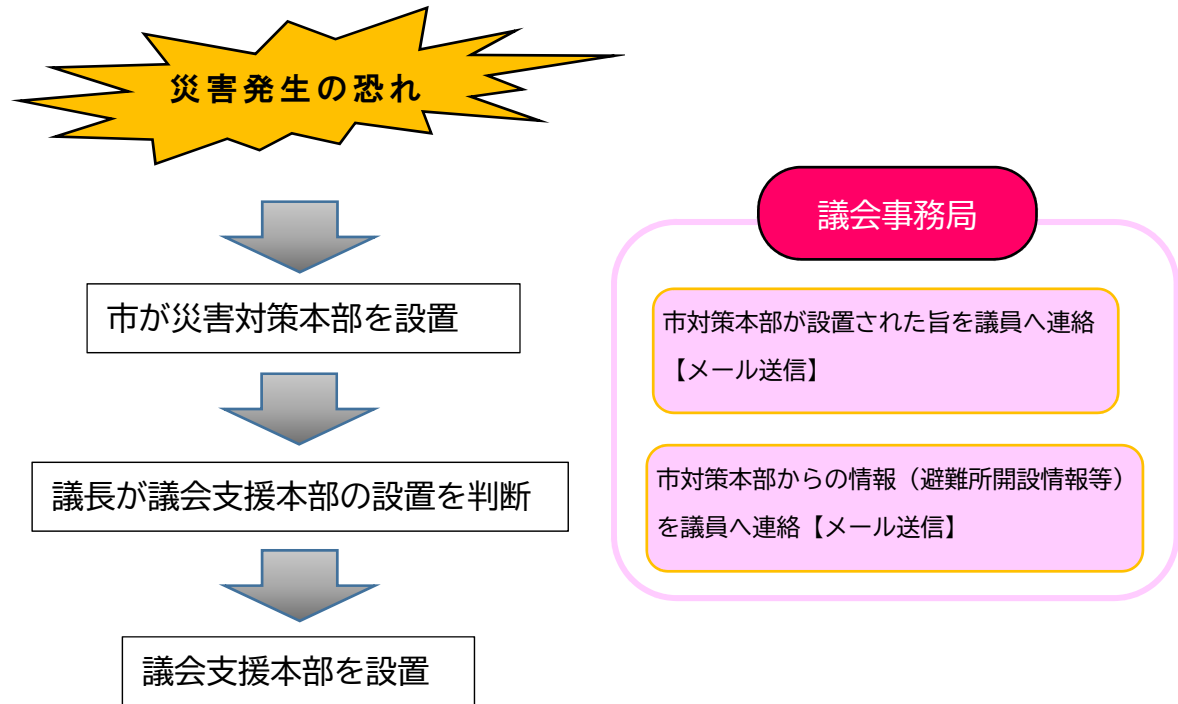
浜田市議会災害等対策支援本部の設置＝招集(会議開催)ではない。
設置後、会議開催するときは、招集連絡を行う。

下記内容は要検討

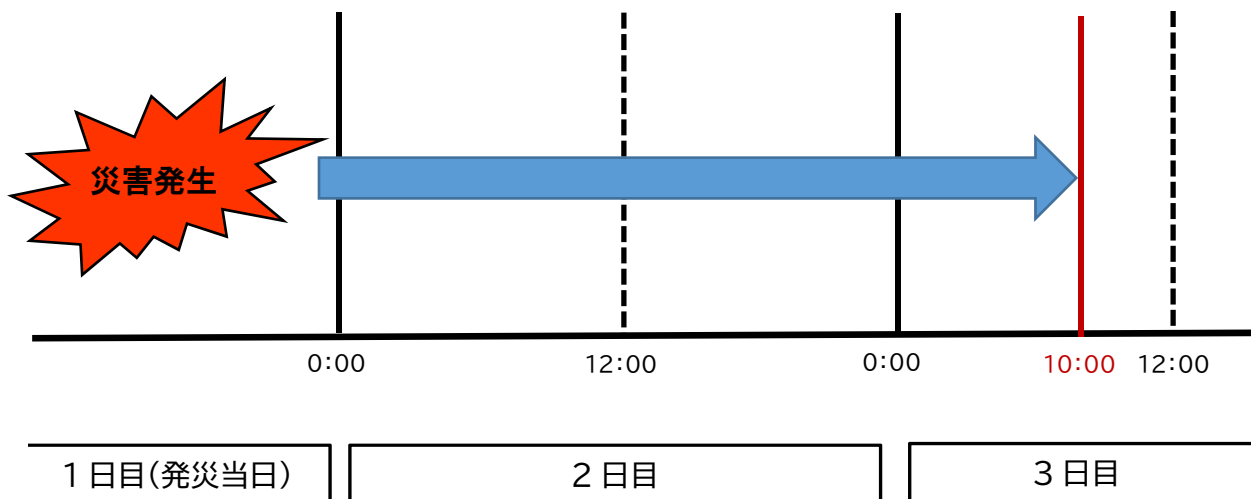
風水害の場合、市対策本部の設置＝議会支援本部の設置ではない。

市対策本部が設置されてから議会支援本部が設置されるまでの間の行動については、下記のとおりとする。

【C】風水害で災害の恐れがある場合（議会支援本部設置前）

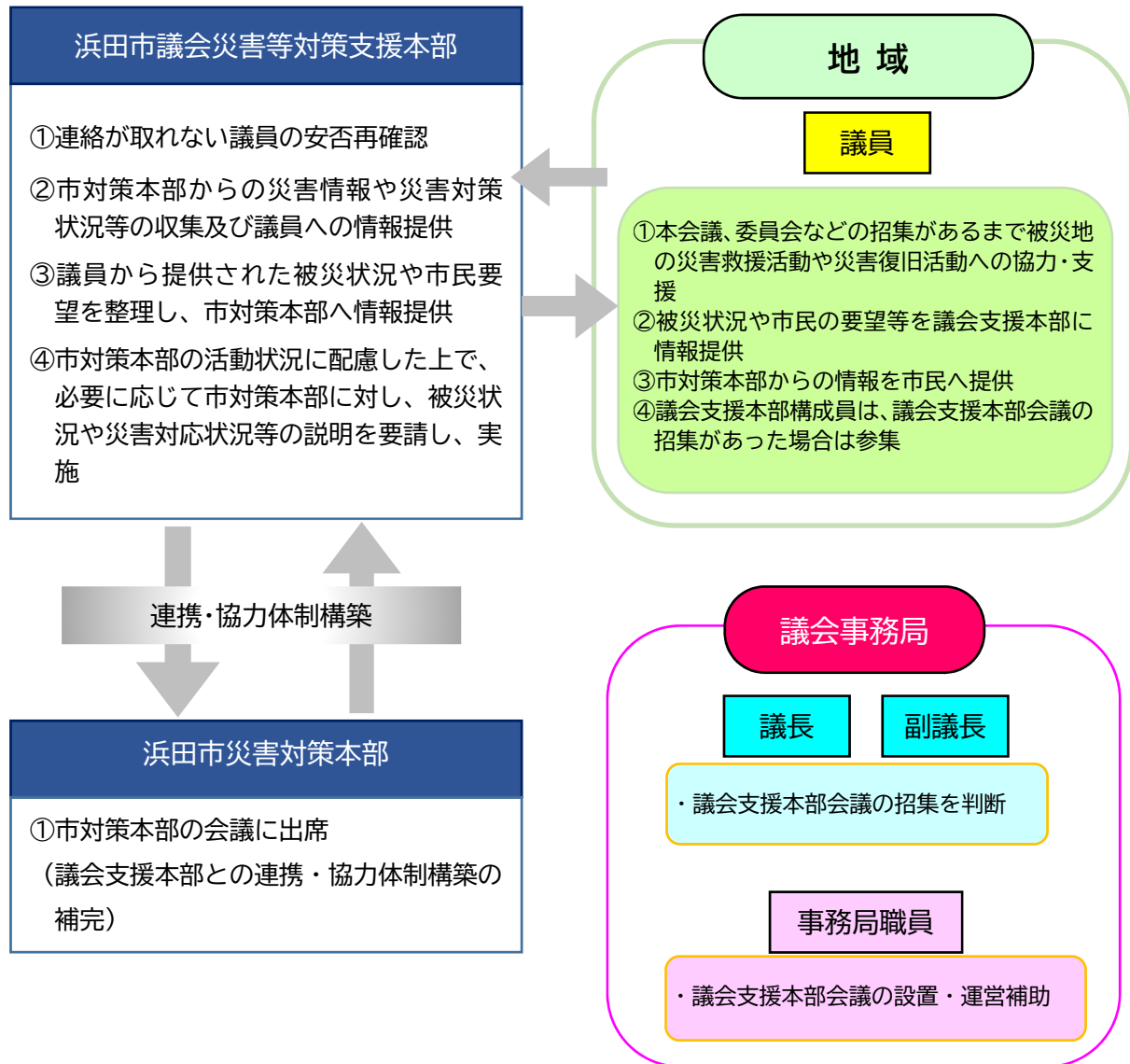


震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、議会支援本部会議は自動設置となり、同会議から設置連絡や安否確認メール等の連絡をすることとなるが、事務局から連絡がない場合は、発生当日から起算して 3 日目の午前 10 時に本庁に参集することを原則とする。



10 災害発生後・災害対応の具体的行動

【D】 発災 2 日～1、2 週間

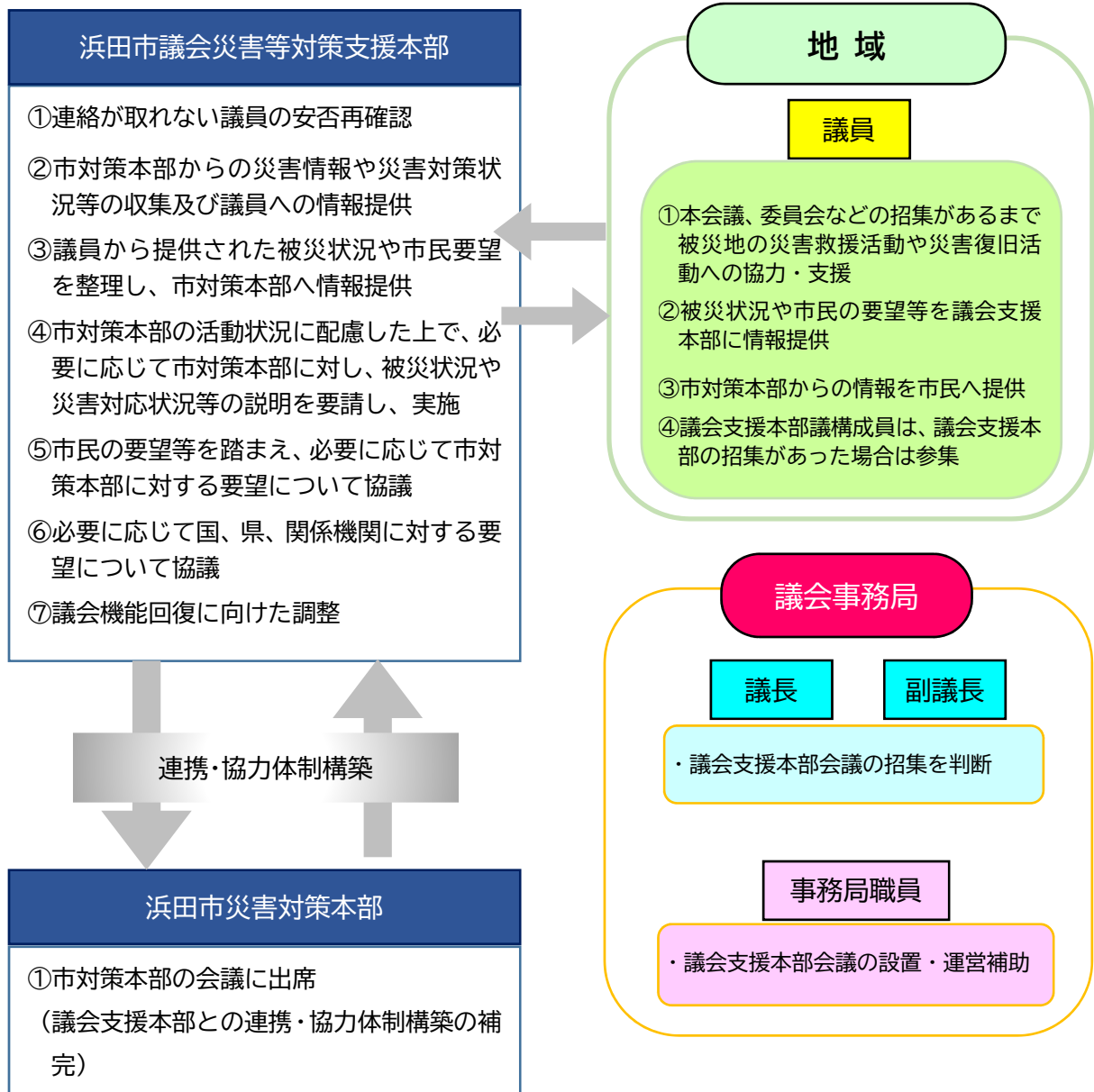


倉敷市議会 BCP には、下記のとおり記載してある。

「倉敷市地域防災計画(地震、津波災害対策)において、
混乱期(発災～3 日以内)「消火、救出救援、避難収容等に総力を注ぐ活動を実施」、
収拾期(4 日～1、2 週間)「救済活動を実施」、
回復期(1、2 週間以降)「応急復旧活動を実施」としており、これを参考に期間を設定している。」

※浜田市の地域防災計画の内容を理解して整合性を考える必要あり。

【E】 発災 1、2 週間以降



議会支援本部会議の招集がなくても、市対策本部からの情報は議員へ提供、議員からの情報を整理し、市対策本部へ提供する(招集なくとも議会支援本部は動いている)。

11 災害時の連絡

● 議会支援本部の設置

議会BCPが対象とする災害が発生、又は議会BCPが対象とする災害の発生が予測され、議会支援本部が設置されたときは、議員へ設置した旨の連絡を行う

● 安否確認

議会事務局から安否確認メールを送付する（様式1：議員安否確認表）

（ア）議員は、様式1を添付して、議会事務局代表メールへ送付

（イ）議員は、タブレットへ配信している様式1へ入力

安否確認メールでの確認事項 （様式1：議員安否確認表）

議員と家族の安否状況

議員の居場所（所在地）

議員と家族の被災状況や感染状況

議員の連絡先

議員の参集の可否

● 災害等の情報

① 議会支援本部からの災害等の情報は、適宜議員へ情報提供を行う

② 議員からの地域の被災状況や被災者の要望等の情報提供は、原則下記の（ア）または（イ）で行う（様式2：情報収集連絡表）
（ア）議員は、様式2を添付して、議会事務局代表メールへ送付
（イ）議員は、タブレットへ配信している様式2へ入力

やむを得ない場合（緊急の場合や通信環境等により対応ができない場合）は、
議会事務局 電話 0855-25-9800 へ連絡
FAX 0855-22-6765

メール送付は、議会事務局代表メール（gikai@city.hamada.lg.jp）から議員指定のメールアドレスへメールにて一斉送信する。

議会事務局は、議員の安否確認等において、返信等により確認がとれない場合は、議員の携帯電話や固定電話に連絡し、確認を行う。

なお、今後タブレット端末を活用し、LINEやフェイスタイムなどSNSの使用も検討していく。

議員安否確認表

確認日時	月日		議員氏名		
	時間				
確認者名				議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他 ()		
			無		
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ()		
			無		
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外 ()			
	市外	⇒ 場所 ()			
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ()			
		無			
参集の可否	可	否	参集可能な時期		
連絡先	本人との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入				
地域の被災状況					
その他	特記事項があれば、記入				

議会事務局 電話 0855-25-9800、FAX 0855-22-6765

メール gikai@city.hamada.lg.jp

情報収集連絡表

※「受信者氏名」、「受信日時」、「第○報」は、議会事務局で記入

受信者氏名	
受信日時	
第	報

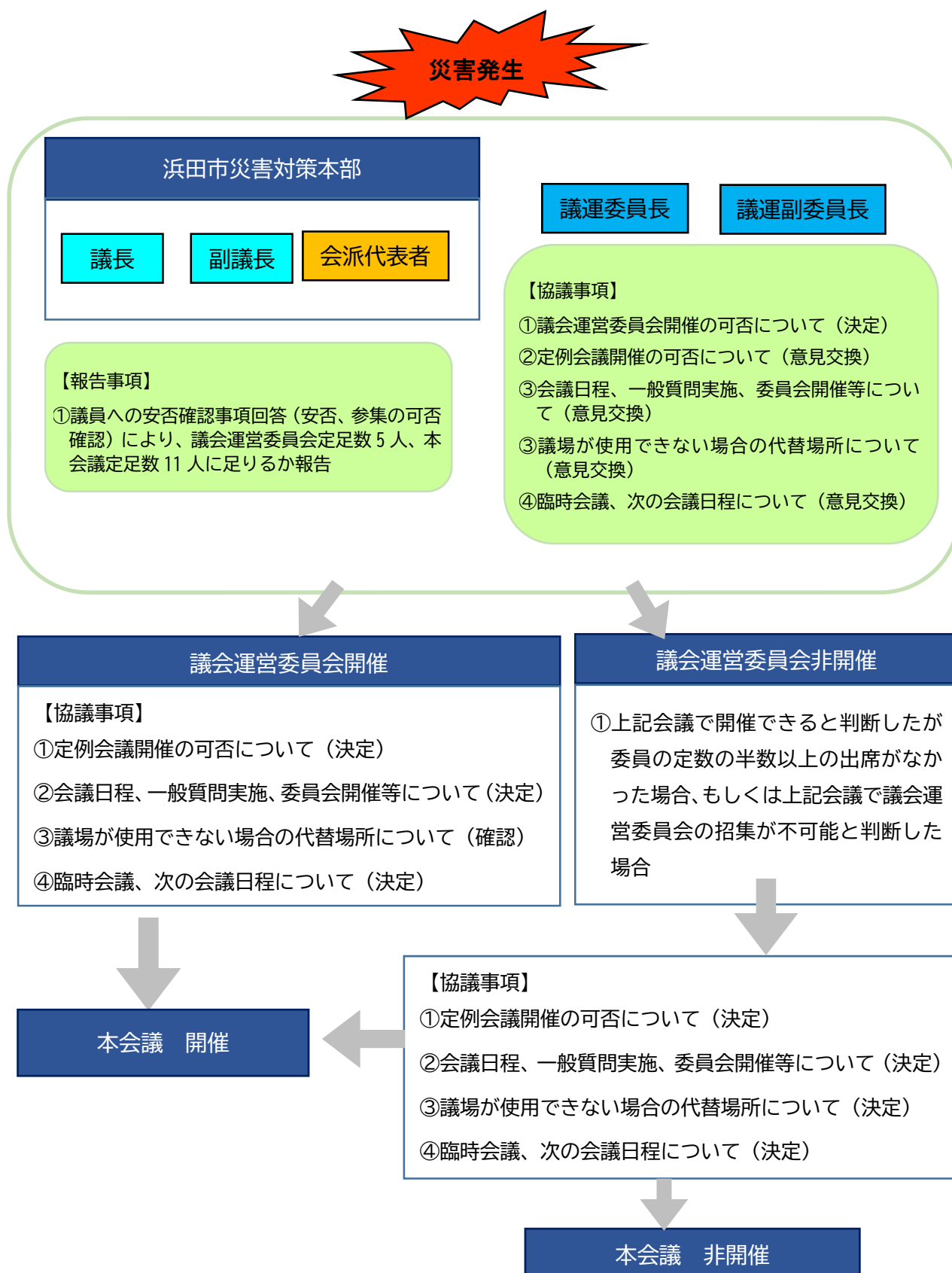
報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生 概況	発生場所 (地区)	地区名					発生日時	月日		
		住所						時間		
被害 状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応急 対策 の 状況	写真の添付なども可能									
市民 の 避難 状況										
市民 の ニーズ	※避難者等からの要望事項等を記入									

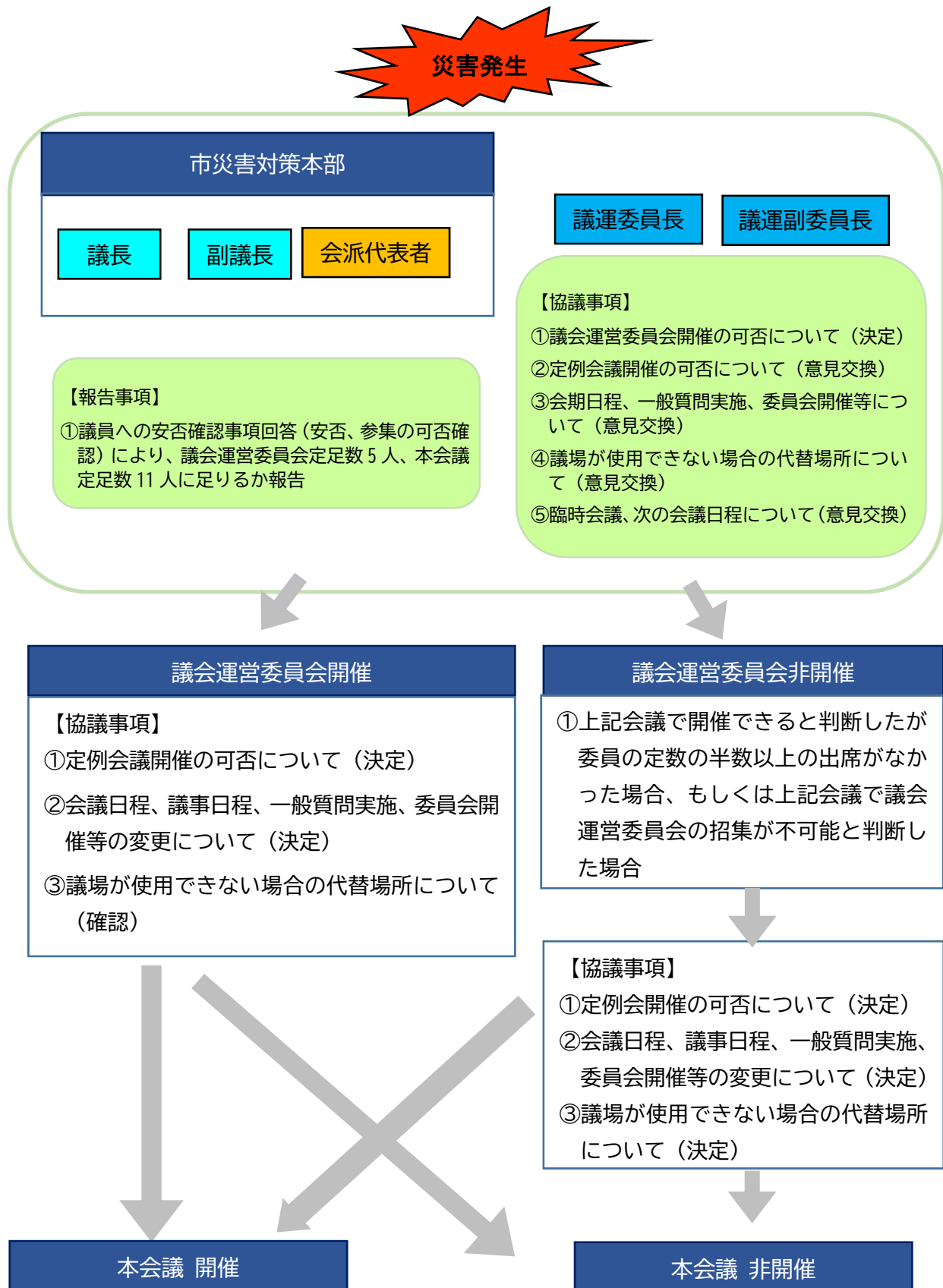
議会事務局 電話 0855-25-9800、FAX 0855-22-6765
メール gikai@city.hamada.lg.jp

12 災害時の議案審議継続に向けた行動

【F】 定例会議 開会前又は散会後に発生した場合



【G】 定例会議 開会中に発生した場合



13 その他

※現在の記載は倉敷市議会の例による。浜田市議会の事情にあった内容を検討する必要あり。

(1) 審議を継続するための環境整備

ア 議場等の代替施設

議場、委員会室等がある本庁舎が使用できなくなった場合は、代替施設を確保する必要がある。市が代替庁舎を特定した場合は、その庁舎周辺の~~下記~~の公共施設を市議会代替候補施設とし、今後、市や施設管理者と協議を進めていく。

イ 通信環境

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話やFAXの代替えとなるSNS活用などの新たな情報伝達手段を検討する。

ウ 備品

災害対応にあたる議員及び職員が、最低限72時間（3日間）分の水、食料、簡易トイレ、衛生用品及び毛布等の備蓄品を備える必要がある。

※倉敷市議会の書きぶり。

当市においては条例がないため削除する？

~~—(2) 災害対策基本条例との関係—~~

~~—災害に対し、これまで以上に意識の高揚を図り、被害を最小限にとどめるため、市や市民、地域コミュニティ、事業者等が相互に連携し、協力を図りながら、災害対策に取り組んでいく必要があることから議員発議で災害対策基本条例を制定したところである。—~~

~~—一方、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会、議員等の役割を明確にしたところであり、今後、災害対策基本条例に議会の責務の条を追加するなど、条例改正について検討していく必要がある。—~~

(3) 防災訓練

本BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員と議会事務局職員の参加する防災訓練等を定期的の実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図るとともに市の総合防災訓練に参加し、市災害対策本部と市議会災害対策会議の連携・連絡体制を確認する。

(4) 議会BCPの見直し

ア 議会BCPの見直しの必要性

災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化や防災訓練の実施等により新たな課題が明確となり、手順や内容に変更が生じた場合などにおいては、本BCPに適切に反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に見直しを行うものとする。

イ 議会BCPの見直しの体制

本BCPの見直しは、議会策支援本部において行うものとする。

◆議会改革に関する引継ぎ検討項目について (議員定数等議会改革推進特別委員会から)

令和3年8月27日決定

	検討項目	内容	備考
1	政策討論会のあり方	政策討論会規程があるものの、実際の運用との整合性も含め、上手く活用できていない状況がある。浜田市議会にふさわしい政策討論会のあり方について検討する。	【前回の検討資料】 R030309 特別委員会 資料2-1～2-3
2	議員選出監査委員の廃止について	監査や議選監査委員の役割等について議員研修会を開催し、監査業務を十分理解した上で、議選監査委員の必要性について検討する。	予定していた議会運営委員会主催の議員研修会がコロナ禍により中止となった。 【前回の検討資料】 R030309 特別委員会 資料3-1～3-6
3	多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について	令和3年7月5日に議会改革に関する検討結果（第6回）において報告した内容（下記の項目）について、具体的な検討をする。 記 1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上 2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実 3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進 4. 議会における I C T の活用と推進	【前回の検討資料】 第6回議会改革に関する検討結果 ⇒3の項目について、 議会広報広聴委員会で検討中
4	政策サポーター制度	県立大学との連携の必要性（大学の知見活用）についての意見があった。その他に、長野県飯綱町の「議会政策サポーター」を参考に、外部サポーター制度について協議した。これらをはじめ、他市の事例を参考にしながら、必要性も含め検討をする。	【前回の検討資料】 R030517 特別委員会 資料3-1～3-4
5	議会 B C P の作成について	*改選前：未検討 大規模災害や感染症などが発生した場合でも、議会の機能を停止することなく、議会運営するための「（仮）浜田市議会業務継続計画」の作成について検討を行う。	検討中
6	議会図書室の整備と市民開放	*改選前：未検討 議会図書室の活用がなされていない現状を含め、市民への開放について検討を行う。	
7	委員会代表質問について	*改選前：未検討 各常任委員会が取組課題を設定し、調査研究を行いながら市長へ要望書等を提出している現状を鑑み、個人一般質問や会派代表質問とは別の取組として、実施の必要性、時期等の検討を行う。	【完了】 R040613 特別委員会 第1回議会改革に関する検討結果

◆マニ研：議会改革度調査2021＜設問事項＞

1.情報共有		備考
議会が持っている情報を同じ除法の量と質で、同じ時のなかで住民と共有できているか？ また、議会は住民に対して説明責任を果たせる様な環境を構築しようとしているか？		
設問14	住民は、会議でこれから何を話し合おうとしているか知ることができますか？	
設問15	住民は、会議のようすをネット動画で容易に見ることができますか？	
設問16	住民は、会議で使用される同様の資料を容易に入手することができますか？	
設問17	住民は、議案・請願の進展状況を容易に知ることができますか？	
設問18	住民は、会議の議事録を容易に見ることができますか？	
設問19	住民は、政務活動費による会派や議員の活動を容易に知ることができますか？	
設問20	住民は、選挙後においても全ての議員の政策や選挙公約を容易に知ることができますか？	
設問21	住民は、全ての議員の人物基礎情報を容易に知ることができますか？	
設問22	住民と議会が「情報共有」し易くするため、工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
2.住民参加		備考
議会が住民と対話し、ともに学び合うなどして、多様な民意を形成し集めているか？ また、住民は積極的に議会と関わることのできる環境を構築しようとしているか？		
設問23	住民は、会議に傍聴参加することができますか？	
設問24	住民は、会議に参加し発言することができますか？	
設問25	住民は、会議に参加し議員に発言を求めることができますか？	
設問26	住民は、議会の会議以外にも、議会に参画できる機会や制度はありますか？	
設問27	議会として主権者教育・シティズンシップ教育への貢献活動を行っていますか？	
設問28	住民が議会に「住民参画」し易くなるため、工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
3.議会機能強化		備考
調査を行って、議員間で話し合い、政策の質向上や地域課題の解決に、直結した活動ができているか？ 情報共有や住民参画を進めていくために、従来の議会の制度や運営等を改める取組に着手し、議会を活性化しているか？		
設問29	議員同士が互いに意見・考えを引き出し合いながら話し合う、議員間討議が行われていますか？	
設問30	議員間討議がし易くなるため、で工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
設問31	説明員として出席した首長等は議員に発言を求めることができますか？	
設問32	首長から提出される議案とその説明以外に、議会として情報源を活用していますか？	
設問33	総合計画・総合戦略への議会としての関わり方についてお聞きます。	
設問34	首長提出議案に対する議会の代案提示など原案可決以外の意思表示がありますか？	
設問35	政策課題の解決・立案に向けた、常任委員会の所管事務調査の取組方法についてお聞きます。	
設問36	委員会提案または議員提案による条例の制定・改廃の状況についてお聞きます。	
設問37	上記に該当する新規条例の名称を教えてください。	
設問38	政策課題について調査しようとする場合、議会図書室の活用・機能がありますか？	
設問39	政策課題について調査しようとする場合、議会事務局の体制・機能がありますか？	
設問40	議会事務局の独立性確保や業務の状況についてお聞きます。	
設問41	議会と他機関・団体との連携はありますか？	
設問42	連携している団体名と連携目的を教えてください。	
設問43	通年的な運営体制がありますか？	
設問44	議会基本条例や議会活動に関する評価・検証についてお聞きます。	
設問45	非常時の議会・議員の行動指針を定めたものについてお聞きます。	
設問46	議員の裾野を広げることに資する取組はありますか？	
設問47	議長選挙にあたって、志願者が所信やマニフェストを表明する機会がありますか？	
設問48	ICT活用を図るPC・タブレット端末の利用状況についてお聞きます。	
設問49	端末の所有元と利用形態についてお聞きます。	
設問50	デジタル・オンラインの対応状況についてお聞きます。	
設問51	政策立案やICT活用など議会の機能強化として、工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
設問52	各分野・各設問に属さない独自の取組や力を入れている点がありますか？	